

第3回契約監視委員会点検等の概要

「独立行政法人の契約状況の契約の見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)及び「独立行政法人の契約の見直しについて」(総務省 平成22年5月26日)により、環境再生保全機構に設置した契約監視委員会を平成23年3月30日に開催し、環境再生保全機構における随意契約等の点検・確認を行った。

1. 22年度随意契約等の点検等

22年度に締結した随意契約5件について、随意契約理由の妥当性を中心に点検を実施。その結果、以下のとおり、機構自らが改善することとした内容等が妥当と判断された。

[点検結果]

・競争的契約に移行するもの	0件
・随意契約として継続するもの	2件(※)
・特段の指摘なし(22年度限りのもの)	<u>3件</u>
	計5件

[意見等]

- ・継続するものについては昨年度の契約監視委員会にて随意契約とすることでやむを得ないものとして整理したものであり、引き続き同様の整理とすることが適当。

※「随意契約として継続するもの」のなかには「公募」1件含む。

2. 一者応札・一者応募の点検等

22年度に一者応札等となった9件(※)について、公告期間の適正性を中心に点検を実施。その結果、以下のとおり、現状及び機構自らが改善することとした内容等が妥当と判断された。

[点検結果]

・公告期間の見直し(適正な期間の確保)	0件
・参加条件の変更(参加資格の緩和)	0件
・その他(業者の準備期間の確保)	4件
・その他の見直し(22年度限りで取りやめるもの)	0件
・特段の指摘なし	<u>5件</u>
	計9件

[意見等]

- ・履行期限については、納入すれば終わるものと、納入後にも履行すべき期限があるものがあり、整理表を分かりやすくすべきではないか。
- ・点検前に自ら改善することとした記載内容では、十分な時間的余裕を確保するための方策がないと思われるので、具体的な取組みについて、今後、記載するようにすべきではないか。

※公募した結果、応募者が0であった6件を除く